

(質問第六十四号) 昭和二十二年九月二十三日配付

政府買上又は財産税徴収により物納せる土地に対する公租其他の負担に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月二十日

田村文吉

参議院議長 松平恒雄殿

政府買上又は財産税徴収により物納せる土地に対する公租其他の負担に関する

質問主意書

曩に質問書第三十六号を以て標題の件に就て質問したのに対し内閣参甲第四十二号を以て答弁を承り、

其中自作農創設特別措置法による買収農地に関する答弁は一應納得出來ましたが財産税物納に關して左記の点了解出來兼ねるので再質問をする。即ち

地租及諸公費の負担時期の限界線に就ては總て所有権移轉登記の時を以てし

小作料取得時期の限界線に就ては所有権移轉の時を以てすると云ふ區別があるのは甚だ穩当でないと思
う。

六月頃に物納した土地の移轉登記は早くも今年一杯位かゝると云うのが一般の常識である。

政府は之に對し如何なる救済方法を探らんとするものであるか。

右質問する。